

京都市告示第 20 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 4 月 5 日

京都市長 榎 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
醍醐緯42号線	伏見区醍醐上端山町43番地の1地先から同町44番地の1地先まで	告示の日
淀58号線	伏見区淀美豆町414番地の1地先から同町484番地地先まで	”
淀80号線	伏見区淀美豆町813番地地先から同町628番地地先まで	”

(建設局道路部道路明示課)